

会員各位

荒井商事株式会社
アライオークシヨングループ

重 要

オークシヨン規約 改定のご案内

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオークシヨンに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオークシヨンは、オークシヨン規約の記載内容を整理し、一部改定を実施いたします。

今後とも、オークシヨンがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

2025 年 8 月 1 日(金)

内 容

【規約改定】

1. オークシヨン規約(乗用/商用バン)

(1) 記載内容の変更 (改定箇所前後比較)

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
第6章 落札 第3条(代金等の決済) 1 アライ A は、会員と行う全取引(オークシヨン取引、オークシヨン以外の物品取引、その他AI-NETを含むアライ A が提供する各サービスの利用)により発生する債権・債務について、その取引内容、債権・債務に対する金額を記載した明細(以下「オークシヨン計算書」という)を、 <u>オークシヨン開催ごとにファクシミリにて会員に送付する。</u>	第6章 落札 第3条(代金等の決済) 1 アライ A は、会員と行う全取引(オークシヨン取引、オークシヨン以外の物品取引、その他AI-NETを含むアライ A が提供する各サービスの利用)により発生する債権・債務について、その取引内容、債権・債務に対する金額を記載した明細(以下「オークシヨン計算書」という)を、 アライAの指定した方法にてオークシヨン開催ごとに会員に送信又は送付(以下、送信を含めて「送付」と称します)するものとします。
第6章 落札 第7条(福祉車両の消費税取扱いについて) 福祉車両の消費税については、中古車として売買される際に、対象装置の不良・欠品等の不具合が判断できないため、消費税を計上する。ただし、書類発送後 10 日間に限り、 <u>落札店から、非課税と証明できるものを添えたうえで申告があった場合は、出品店は、消費税を返還する。</u>	第6章 落札 第7条(福祉車両の消費税取扱いについて) 福祉車両の消費税については、中古車として売買される際に、 出品店からの非課税申告がある場合を除き 、対象装置の不良・欠品等の不具合が判断できないため、消費税を計上する。ただし、書類発送後 10 日間に限り、 落札店による非課税申告に出品店が承諾する場合または、アライAが非課税対象車であることを確認できた場合、出品店は消費税を返還する。
第7章 書類 第3条(名義変更と抹消依頼) 4 落札店は、名義変更完了後、車検証等の写しをオークシヨン開催月の <u>翌々月5日</u> (アライ A 休館日は翌日)までに提出する。	第7章 書類 第3条(名義変更と抹消依頼) 4 落札店は、名義変更完了後、車検証等の写しをオークシヨン開催月の 翌月末 (アライ A 休館日は翌日)までに提出する。

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
第7章 書類 第4条(名義変更の罰則・その他の罰則) 1 オークション開催月の翌々月5日(アライ A 休館日は翌日)を経過しても名義変更通知未了の場合には、名義変更通知遅延ペナルティ1万円を科すものとし、以降週ごとに1万円を加算する。	第7章 書類 第4条(名義変更の罰則・その他の罰則) 1 オークション開催月の翌々月5日末(アライ A 休館日は翌日)を経過しても名義変更通知未了の場合には、名義変更通知遅延ペナルティ1万円を科すものとし、以降週ごとに1万円を加算する。
第7章 書類 第4条(名義変更の罰則・その他の罰則) 3 軽自動車で、オークション開催月の翌々月5日(アライ A 休館日は翌日)までに名義変更通知が届かない場合は、名義変更通知遅延ペナルティを科すものとし、翌月末以降1万円、以降週ごとに1万円を加算する。 ただし、上限金額を10万円までとする。	第7章 書類 第4条(名義変更の罰則・その他の罰則) 3 軽自動車で、オークション開催月の翌々月5日末(アライ A 休館日は翌日)までに名義変更通知が届かない場合は、名義変更通知遅延ペナルティを科すものとし、翌月末以降1万円、以降週ごとに1万円を加算する。 ただし、上限金額を10万円までとする。
第7章 書類 第7条(クレーム細目) 10. 名義変更期限 ○ 法令等の定めるところに従い完了しなければならない。 ○ 出品票に有効期限の記載があるものは、その期限以内までに完了しなければならない。 ○ 名義変更通知は、オークション開催月の翌々月5日(アライ A 休館日の場合は翌日)までに提出しなければならない。	第7章 書類 第7条(クレーム細目) 10. 名義変更期限 ○ 法令等の定めるところに従い完了しなければならない。 ○ 出品票に有効期限の記載があるものは、その期限以内までに完了しなければならない。 ○ 名義変更通知は、オークション開催月の翌々月5日末(アライ A 休館日の場合は翌日)までに提出しなければならない。

2. オークション規約(トラック/バス)

(1) 記載内容の変更 (改定箇所前後比較)

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
第6章 落札 第3条(代金等の決済) 1 アライ A は、会員と行う全取引(オークション取引、オークション以外の物品取引、その他AI-NETを含むアライ A が提供する各サービスの利用)により発生する債権・債務について、その取引内容、債権・債務に対する金額を記載した明細(以下「オークション計算書」という)を、オークション開催ごとにファクシミリにて会員に送付する。	第6章 落札 第3条(代金等の決済) 1 アライ A は、会員と行う全取引(オークション取引、オークション以外の物品取引、その他AI-NETを含むアライ A が提供する各サービスの利用)により発生する債権・債務について、その取引内容、債権・債務に対する金額を記載した明細(以下「オークション計算書」という)を、アライ A の指定した方法にてオークション開催ごとに会員に送信又は送付(以下、送信を含めて「送付」と称します)するものとします。
第6章 落札 第7条(福祉車両の消費税取扱いについて) 福祉車両の消費税については、中古車として売買される際に、対象装置の不良・欠品等の不具合が判断できないため、消費税を計上する。ただし、書類発送後10日間に限り、落札店から、非課税と証明できるものを添えたうえで申告があった場合は、出品店は、消費税を返還する。	第6章 落札 第7条(福祉車両の消費税取扱いについて) 福祉車両の消費税については、中古車として売買される際に、出品店からの非課税申告がある場合を除き、対象装置の不良・欠品等の不具合が判断できないため、消費税を計上する。ただし、書類発送後10日間に限り、落札店による非課税申告に出品店が承諾する場合または、アライ A が非課税対象車であることを確認できた場合、出品店は消費税を返還する。
第7章 書類 第3条(名義変更と抹消依頼) 3 落札店は、名義変更完了後、車検証等の写しをオークション開催月の翌々月5日(アライ A 休館日は翌日)までに提出する。	第7章 書類 第3条(名義変更と抹消依頼) 3 落札店は、名義変更完了後、車検証等の写しをオークション開催月の翌々月5日末(アライ A 休館日は翌日)までに提出する。
第7章 書類 第4条(名義変更の罰則・その他の罰則) 1 オークション開催月の翌々月5日(アライ A 休館日の場合は翌日)、譲渡書類の有効期限(名義変更期限)を経過しても名義変更完了通知を添付して通知していない場合には、名義変更通知遅延ペナルティ1万円を科すものとし、以降週ごとに1万円を加算する。	第7章 書類 第4条(名義変更の罰則・その他の罰則) 1 オークション開催月の翌々月5日末(アライ A 休館日の場合は翌日)、譲渡書類の有効期限(名義変更期限)を経過しても名義変更完了通知を添付して通知していない場合には、名義変更通知遅延ペナルティ1万円を科すものとし、以降週ごとに1万円を加算する。

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
第7章 書類 第4条(名義変更の罰則・その他の罰則) 8 クレーン車両の上物について、名義変更(検査証書替)が必要なもので、オークション開催月の翌々月5日(アライ A 休館日の場合は翌日)を経過しても、名義変更(検査証書替)通知が未完了の場合には、名義変更通知遅延ペナルティ 1 万円を科すものとし、以降週ごとに、1 万円を加算するものとする。ただし、上限金額を 10 万円までとする。	第7章 書類 第4条(名義変更の罰則・その他の罰則) 8 クレーン車両の上物について、名義変更(検査証書替)が必要なもので、オークション開催月の翌々月5日末(アライ A 休館日の場合は翌日)を経過しても、名義変更(検査証書替)通知が未完了の場合には、名義変更通知遅延ペナルティ 1 万円を科すものとし、以降週ごとに、1 万円を加算するものとする。ただし、上限金額を 10 万円までとする。
第7章 書類 第7条(クレーム細目) 10. 名義変更期限 ○ 法令等の定めるところに従い完了しなければならない。 ○ 出品票に有効期限の記載があるものは、その期限以内までに完了しなければならない。 ○ 名義変更通知は、オークション開催月の翌々月5日(アライ A 休館日の場合は翌日)までに提出しなければならない。	第7章 書類 第7条(クレーム細目) 10. 名義変更期限 ○ 法令等の定めるところに従い完了しなければならない。 ○ 出品票に有効期限の記載があるものは、その期限以内までに完了しなければならない。 ○ 名義変更通知は、オークション開催月の翌々月5日末(アライ A 休館日の場合は翌日)までに提出しなければならない。

3. アライオークション総合機械規約

(1) 記載内容の変更 (改定箇所前後比較)

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
VI.決済 (1) オークション終了後、当社は、会員との全取引(オークション取引、オークション以外の物品取引、AI-NETを含む当社が提供する一切のサービスに基づく取引)により発生する債権・債務について、その取引内容、債権・債務に対する金額を記載した明細(以下、オークション計算書と称します)をオークション開催毎にファクシミリにて会員に送付するものとします。	VI.決済 (1) 当社は、会員と行う全取引(オークション取引、オークション以外の物品取引、その他AI-NETを含む当社が提供する各サービスの利用)により発生する債権・債務について、その取引内容、債権・債務に対する金額を記載した明細(以下「オークション計算書」といいます)を、当社の指定した方法にてオークション開催ごとに会員に送信又は送付(以下、送信を含めて「送付」と称します)するものとします。

以上